

判決年月日	平成22年7月20日	担当部	知的財産高等裁判所 第1部
事件番号	平成19年(ネ)10032号		

控訴人(被告)の使用する溶融アルミニウム合金搬送用加圧式取鍋が、被控訴人(原告)が有する特許権及び意匠権を侵害するとして提起された訴えにおいて、控訴人の製品は被控訴人の有する特許発明の技術的範囲に属し、被控訴人の特許に無効理由はなく、控訴人の製品は被控訴人の意匠と類似し、同意匠には無効理由はなく、控訴人には特許権等侵害につき過失があり、特許権等侵害による被控訴人の損害額については、上記取鍋を使用して納入された溶融アルミニウムの販売価格を基準としながら、同取鍋の購入・修理価格をも斟酌しつつ、原審が認定した被控訴人の損害額は過大であるとして、損害額を減額した事例

(関連条文)特許法29条1項、2項、79条、102条3項、103条、意匠法3条、24条、39条3項

(要旨)

本件は、溶融金属供給用容器に関する特許及び意匠を有する被控訴人(1審原告。以下「原告」という。)が、控訴人(1審被告。以下「被告」という。)の使用する溶融アルミニウム合金搬送用加圧式取鍋が、原告の有する特許発明の技術的範囲に含まれ、また、原告が有する意匠権に係る意匠に類似するとして、特許権侵害及び意匠権侵害に基づき、前記加圧式取鍋の使用差止等及び特許法102条3項に基づく損害賠償を求めた事案である。

原審が、被告による特許権侵害行為の一部及び意匠権侵害行為を認定した上で、差止等の請求を全部認容し、損害賠償請求につき7293万7600円及びその遅延損害金部分を認容したところ、被告が控訴した。

なお、原告は、附帯控訴して、1審で請求していた期間以降の侵害に基づく損害賠償を請求するとともに、同損害賠償請求権の一部につき3年の消滅時効期間が経過した場合に備え、予備的に、不当利得の返還を請求した。

争点は非常に多岐にわたるが、主たる争点は、被告製品が原告が有する各特許の技術的範囲に含まれるか、原告が有する各特許が有効であるか、被告に先使用権が認められるか、被告製品が原告が有する意匠権に係る意匠に類似するか、同意匠が有効であるか、被告に特許権等侵害につき過失があったか、損害額の算定方法等である。

本判決は、基本的に、原審の判断枠組みに従って判断しながら、損害額の算定については、以下のとおり、原審の損害額の算定は過大であるとして、損害額につき、4968万8617円(不法行為に基づく損害額)及び96万5609円(不当利得に基づく損失額)並びに遅延損害金部分に変更した。

「以上、2つの方法で計算した試算値を比較すると、原告の主張する溶融アルミニウム

の売上額による算出方法は、特許法102条3項等が想定する実施料を算出する方法として普通に用いられるものではなく、このため実施料率自体は通常の場合の下限値を用いたものの、それでもなお、同方法によって算出された金額は真実の数値を相当程度上回っているものと考えられる。他方、被告の主張する取扱の購入価格・修理価格による算出する方法も、同方法によって算出された金額は真実の数値とは大きく懸隔しているものと考えられる。

両者の試算値には誤差の範囲を超えた大きな相違がある。その原因是、算出の考え方、前提事実が全く異なっていることを考えると、当然の結果であり、両者を単純平均した数値を採用することは相当であるとはいえない。

しかも、当事者は、それぞれ、自己の主張する算出方法が正当であると主張しており、当裁判所が独自に第三の算出方法を案出することも、これを相当とする状況にはない。

そこで、当裁判所としては、民訴法248条の趣旨にかんがみ、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を参酌し、原告が主張した、溶融アルミニウムの売上高を基準とする算出方法に基づいて得られた試算値を出発点として、公平の見地から、これに0.5を乗じた金額をもって、実施料相当額であると認定するものである。」